

平成 21 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（法務省）

制 度 名	電子申請利用促進のための不動産登記及び商業登記の登録免許税に係る軽減措置の延長及び拡充			
税 目	登録免許税			
要 望 の 内 容	<p>不動産登記及び商業登記について、オンラインによる登記申請の利用促進を図るため、当該登記の際に納付すべき登録免許税を軽減する措置（租税特別措置法第 84 条の 5）を 2 年間延長する。</p> <p>また、建物の表題登記をオンラインにより申請した不動産について、所有権の保存の登記をする場合は、当該登記の登録免許税の額から一定の額を控除する特別措置を新たに新設する。</p>			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>政策目的</p> <p>電子申請の利用促進については、IT 戦略本部において決定された「IT 新改革戦略」（平成 18 年 1 月 19 日）や CIO 連絡会議事務局（内閣官房・総務省）において公表された「オンライン利用促進行動計画」（平成 19 年 3 月改定）に基づき、政府が一体となって取り組んでいるところであり、また、更なるオンライン利用率の大幅な向上についても求められている状況にある。登記申請の際に納付する登録免許税について、オンラインを利用することによる税制上の優遇措置を拡充・延長することにより、オンライン申請の利用促進を図ろうとするものである。</p> <p>施策の必要性</p> <p>平成 20 年 1 月からの税制上の優遇措置により、不動産登記及び商業登記のオンライン申請が増加しているものの、電子申請に対応する資格者代理人は限られており、引き続き税制上の優遇策を延長し、かつ、建物の表題登記の電子申請にも税制上の優遇策を創設することにより、表示に関する登記についてもオンライン申請の利用促進を図る必要がある。</p> <p>要望の措置の妥当性</p> <p>登録免許税の軽減措置を 2 年間延長することにより、不動産登記及び商業登記の手續全般について、オンライン申請の優遇策が延長され、利用者の利便性・経済性の向上及び行政事務の効率化を期待することができる。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1222 954 1294 2042">減収見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1294 954 1490 2042">10,015 百万円</td> </tr> </table>	減収見込額 (平年度)	10,015 百万円
減収見込額 (平年度)	10,015 百万円			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	なし
	政策の達成目標	IT新改革戦略において決定された「平成22年度までにオンライン利用率50%以上」の目標の達成
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成22年1月から平成23年12月まで2年間延長
	同上の期間中の達成目標	IT新改革戦略において決定された「平成22年度までにオンライン利用率50%以上」の目標の達成
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	平成20年5月のオンライン申請件数は、不動産登記については76,631件(利用率8.2%)、商業登記については24,021件(利用率15.7%)となっており、インセンティブ措置実施前である平成19年12月のオンライン申請件数(不動産登記3,109件、商業登記14,643件)に比べると飛躍的に増加している。
	租税特別措置の適用実績	平成20年1月から3月まで 租税特別措置法第84条の5 1号(不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記)91,523件 2号(株式会社その他の政令で定める法人の設立の登記)5,059件
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	インセンティブ措置のない登記(名義人住所変更、抵当権の抹消、役員の変更)の申請についてもオンラインによる申請がされており、今後も増える傾向にある。
	前回要望時の達成目標	IT新改革戦略において決定された「平成22年度までにオンライン利用率50%以上」の目標の達成

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成22年度の目標達成に向けて取組中。
これまでの要望経緯	平成19年度税制改正要望において要望し、平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間、登録免許税の軽減措置（租税特別措置法第84条の5）が採られている。	